

県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例、香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例、香川県税条例の一部を改正する条例、香川県職員定数条例の一部を改正する条例、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例、香川県使用料、手数料条例及び香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例、香川県立自然公園条例及び香川県自然環境保全条例の一部を改正する条例、香川県身体障害者療護施設たまも園条例の一部を改正する条例、香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、香川県証紙条例の一部を改正する条例、香川県立学校職員及び香川県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例、香川県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置条例及び香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例を廃止する条例、香川県健康生きがい中核施設条例の廃止等に関する条例、香川県中山間地域等農業生産活動支援基金条例を廃止する条例、高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例を廃止する条例、香川県地域医療再生臨時特例基金条例、香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例、香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例及び香川県議会議員の議員報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀